

## 北海道建設部見積用参考資料等提供システム利用規約 対照表

新たに定める規約	現 行
北海道建設部見積用参考資料等提供システム利用規約	建設部見積用参考資料等提供システム利用規約
<p>第1 目的</p> <p>本規約は、北海道建設部（以下、「建設部」といいます。）が運営する<u>北海道建設部見積用参考資料等提供システム</u>（以下、「システム」といいます。）の利用に関し必要な事項について定めるものです。</p> <p>第2 システム</p> <p>1 北海道が発注する工事等(北海道建設工事執行規則(昭和39年5月6日北海道規則第60号)に基づき執行する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務をいいます。以下同じ。)に関する見積用参考資料等（建設部が定める設計図書等作成要領【請負工事編】、同要領【測量調査設計業務編】及び営繕工事設計図書等作成要領に基づき入札参加者閲覧用として作成する設計図書、図面及び見積用参考資料の電子データをいいます。以下同じ。）及び実施設計書（<u>金入り</u>）（建設部が定める設計図書等作成要領【請負工事編】、同要領【測量調査設計業務編】及び営繕工事設計図書等作成要領に基づき作成する設計図書、図面及び公表用金入り設計書の電子データをいいます。以下同じ。）を、インターネットを介して無料で提供します。</p> <p>2 提供する見積用参考資料等及び実施設計書（<u>金入り</u>）（以下「電子データ」といいます。）の<u>対象は、別表に掲げる部署が所管するものに限り</u>ます。</p> <p>第3 （現行どおり）</p> <p>第4 利用者登録</p> <p>1～3 （現行どおり）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) <u>仮登録者</u>には、建設部から直ちに利用者ID及び仮ログインパスワードが発行され、登録したメールアドレスへ電子メールで通知されます。</p> <p>(3) <u>仮登録者</u>は、<u>通知された利用者ID及び仮ログインパスワード</u>によりシステムにログインします。</p> <p>(4) 初めてシステムにログインした者は、<u>利用者情報変更ページ</u>でログインパスワードを変更しなければなりません。</p> <p>4 （現行どおり）</p> <p>第5 利用者の責任</p> <p>1 利用者は、必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備してください。</p> <p>2～4 （現行どおり）</p> <p>5 利用者は、自己の責任と判断に基づき、<u>システム</u>を利用し得られた<u>電子データ</u>を適切に管理し、使用してください。</p>	<p>第1 目的</p> <p>本規約は、北海道建設部（以下、「建設部」といいます。）が運営する建設部見積用参考資料等提供システム（以下、「システム」といいます。）の利用に関し必要な事項について定めるものです。</p> <p>第2 システム</p> <p>1 北海道が発注する工事等(北海道建設工事執行規則(昭和39年5月6日北海道規則第60号)に基づき執行する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務をいいます。以下同じ。)に関する見積用参考資料等（建設部が定める設計図書等作成要領【請負工事編】、同要領【測量調査設計業務編】及び営繕工事設計図書等作成要領に基づき入札参加者閲覧用として作成する設計図書、図面、<u>見積用参考資料の電子データ</u>をいいます。以下同じ。）を、インターネットを介して無料で<u>ダウンロードできる機能</u>を提供します。</p> <p>2 提供する見積用参考資料等の<u>範囲は、別表に掲げる部署が所管するものに限り</u>ます。</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 利用者登録</p> <p>1～3 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>利用申請した利用者</u>には、建設部から直ちに利用者ID及び仮ログインパスワードが発行され、登録したメールアドレスへ電子メールで通知されます。</p> <p>(3) <u>申請者は通知された利用者ID及び仮ログインパスワード</u>によりシステムにログインします。</p> <p>(4) 初めてシステムにログインした<u>利用者</u>は、<u>利用者情報修正ページ</u>でログインパスワードを変更しなければなりません。</p> <p>4 （略）</p> <p>第5 利用者の責任</p> <p>1 利用者は、<u>システム</u>を利用するために必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備してください。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 利用者は、自己の責任と判断に基づきシステムを利用し、得られた<u>資料等</u>を適切に管理し、使用してください。</p>

## 北海道建設部見積用参考資料等提供システム利用規約 対照表

新たに定める規約	現 行
<p>第6 システムの利用可能時間 原則24時間利用できます。 なお、<u>月1回程度保守点検等のためシステムを停止(以下「計画停止」といいます。)</u> <u>します。その場合は、システム又は北海道のウェブサイトでお知らせします。</u></p>	<p>第6 システムの利用可能時間 原則24時間利用できます。なお、保守点検等のためシステムを停止(以下「計画停止」といいます。) <u>する場合は、システムのウェブサイト又は北海道のウェブサイトでお知らせします。</u></p>
<p>第7 禁止事項</p> <p>1 利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれがある行為を禁止します。</p> <p>(1) 利用者ID及びログインパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為</p> <p>(2) 他の利用者又は第三者になりすましてシステムを利用する行為</p> <p>(3) システムの運営を妨害する行為</p> <p>(4) システムから得られた<u>電子データ</u>を、対価を得て他者へ提供する行為</p> <p>(5) システムから得られた<u>電子データ</u>を改ざんして、又は相手方に知らせることなく一部を隠匿して他者へ提供する行為</p> <p>(6) その他、建設部が不相当と判断する行為</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第7 禁止事項</p> <p>1 利用者は、<u>システムの利用に当たって、次の各号に該当する行為又はそのおそれがある行為を行うことを禁止</u>します。</p> <p>(1) 利用者ID及びログインパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為。<u>。</u></p> <p>(2) 他の利用者又は第三者になりすましてシステムを利用する行為。<u>。</u></p> <p>(3) システムの運営を妨害する行為。<u>。</u></p> <p>(4) システムから得られた<u>見積用参考資料等</u>を、対価を得て他者へ提供する行為。<u>。</u></p> <p>(5) システムから得られた<u>見積用参考資料等</u>を改ざんして、又は相手方に知らせることなく一部を隠匿して他者へ提供する行為。<u>。</u></p> <p>(6) その他、建設部が不相当と判断する行為。<u>。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第8 長期未利用者の削除 システムを2年以上利用しない者の利用者登録情報は、システムの適切な運用を保持するため、利用者に承諾を得ることなく削除しますので注意してください。この場合、システムを再度利用するためには、<u>新たに</u>利用者登録を行ってください。</p>	<p>第8 長期未利用者の削除 システムを2年以上利用しない<u>利用者</u>の利用者登録情報は、システムの適切な運用を保持するため、利用者に承諾を得ることなく削除しますので注意してください。この場合、システムを再度利用するためには、<u>再度</u>、利用者登録を行ってください。</p>
<p>第9 免責事項</p> <p>1 利用者が使用した機器、ソフトウェア、通信回線等に発生した障害等により、システムの利用が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>計画停止により電子データの入手が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>第9 免責事項</p> <p>1 利用者が<u>システムの利用のため</u>使用した機器、ソフトウェア、通信回線等に発生した障害等により、システムの利用が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>システムの計画停止により資料等の入手が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第10 知的財産権 システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物、並びにシステムにより提供する<u>電子データ</u>の権利は北海道が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されます。</p>	<p>第10 知的財産権 システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物、並びにシステムにより提供する<u>見積用参考資料等</u>の権利は北海道が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されます。</p>
<p>第11 個人情報の保護 建設部は、個人情報の紛失、破壊、改ざん<u>及び</u>漏えいを防止するため、北海道個人情報保護条例及び北海道情報セキュリティ基本方針に基づき適切に管理します。</p>	<p>第11 個人情報の保護 建設部は、個人情報の紛失、破壊、改ざん<u>および</u>漏えいを防止するため、北海道個人情報保護条例及び北海道情報セキュリティ基本方針に基づき適切に管理します。</p>

## 北海道建設部見積用参考資料等提供システム利用規約 対照表

新たに定める規約	現 行
第12 (現行どおり)	第12 (略)
第13 お問い合わせ システムの利用方法、利用者IDやログインパスワードの <u>失念</u> 、その他システムの運用に関しては、北海道建設部建設政策局建設管理課へお問い合わせください。	第13 お問い合わせ システムの利用方法、利用者IDやログインパスワードの <u>亡失、盗難、第三者による不正利用</u> 、その他システムの運用に関しては、北海道建設部建設政策局建設管理課へお問い合わせください。
第14 (現行どおり)	第14 (略)
附則	附則
1 <u>本規約は、令和5年4月1日から適用する。</u>	1 本規約は、平成30年2月1日から適用する。 2 本規約は、平成31年2月1日から適用する。
別表	別表
見積用参考資料等及び実施設計書(金入り)を提供する部署	見積用参考資料を提供する部署
空知総合振興局 札幌建設管理部 建設行政室入札契約課	空知総合振興局 札幌建設管理部 建設行政室入札契約課
後志総合振興局 小樽建設管理部 建設行政室入札契約課	後志総合振興局 小樽建設管理部 建設行政室入札契約課
胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設行政室入札契約課	胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設行政室入札契約課
渡島総合振興局 函館建設管理部 建設行政室入札契約課	渡島総合振興局 函館建設管理部 建設行政室入札契約課
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政室入札契約課	上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政室入札契約課
留 萌 振 興 局 留萌建設管理部 建設行政室入札契約課	留 萌 振 興 局 留萌建設管理部 建設行政室入札契約課
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 建設行政室入札契約課	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 建設行政室入札契約課
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室入札契約課	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室入札契約課
十勝総合振興局 帯広建設管理部 建設行政室入札契約課	十勝総合振興局 帯広建設管理部 建設行政室入札契約課
釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設行政室入札契約課	釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設行政室入札契約課
建設部 建築局 <u>計画管理課</u>	建設部 建築局